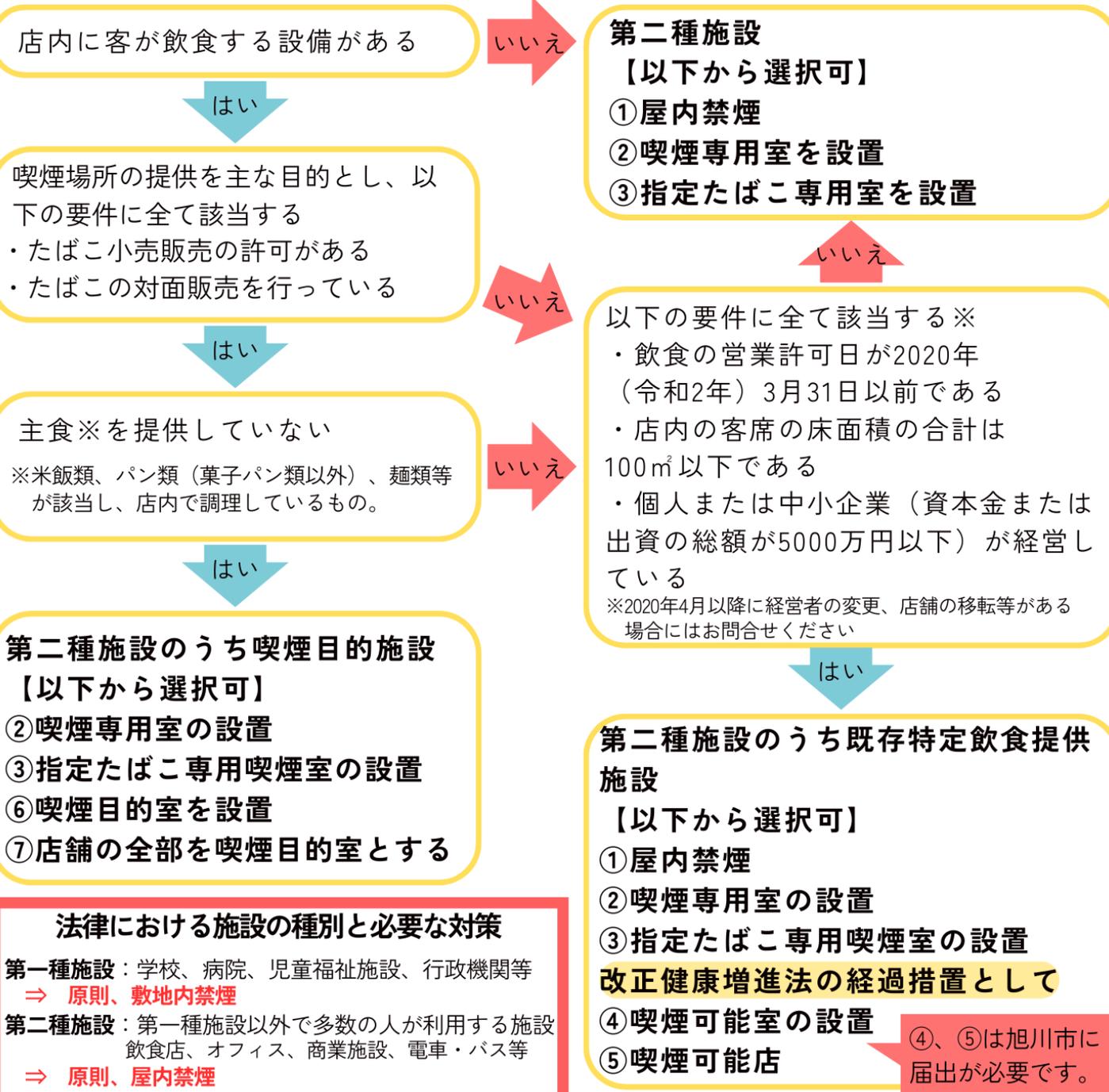


# 原則屋内禁煙です



健康増進法の一部を改正する法律及び北海道受動喫煙防止条例に基づき、施設の受動喫煙対策を正しく実施していただくようお願いします。

## 管理する施設で選択できる受動喫煙対策フローチャート



**法律における施設の種別と必要な対策**

**第一種施設：**学校、病院、児童福祉施設、行政機関等  
⇒ **原則、敷地内禁煙**

**第二種施設：**第一種施設以外で多数の人が利用する施設  
飲食店、オフィス、商業施設、電車・バス等  
⇒ **原則、屋内禁煙**

**喫煙目的施設：**喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設  
⇒ **受動喫煙を生じさせないよう配慮する**

**改正健康増進法の経過措置として**

④喫煙可能室の設置  
⑤喫煙可能店

④、⑤は旭川市に届出が必要です。

①～⑦の詳細はウラへ

### ① 屋内禁煙

屋内禁煙の飲食店等は、出入口に禁煙施設である旨を表示。(道条例)



### ② 喫煙専用室を設置

施設の一部に、喫煙専用の部屋を作り、それ以外の場所は禁煙。専用室内で喫煙以外の行為はできない。



### ③ 指定たばこ専用室を設置

施設の一部に、加熱式たばこに限定し喫煙可能な部屋を作り、それ以外の場所は禁煙。専用室内で喫煙以外の行為(飲食等)も可能。



### ④ 喫煙可能室を設置

施設の一部に、喫煙可能な部屋を作り、それ以外の場所は禁煙。可能室内でたばこ全般の喫煙と喫煙以外の行為(飲食等)も可能。



### ⑤ 喫煙可能店

施設の全部を喫煙可能室とし、店内の全ての客席でたばこ全般の喫煙と喫煙以外の行為(飲食等)も可能。



### ⑥ 喫煙目的室を設置

施設の一部に、喫煙目的室を作り、それ以外の場所は禁煙。目的室内でたばこ全般の喫煙と喫煙以外の行為(飲食等(主食を除く))も可能。



### ⑦ 店舗全部を喫煙目的室とする

施設の全部を喫煙目的室とし、店内の全ての客席でたばこ全般の喫煙と喫煙以外の行為(飲食等(主食を除く))も可能。



・喫煙が可能な施設は、その区分に応じ標識の掲示義務があります。  
・20歳未満の方は、客も従業員も、喫煙可能エリアへは立入禁止です。

## 屋内に喫煙専用室等を設置する場合の技術的基準

天井、壁で区画されている

たばこの煙が屋外に排気されている

喫煙室内への風速が0.2m/s以上

扉の設置は必須ではありません

詳しくはWEBサイトへ

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>  
厚生労働省

なくそう!望まない受動喫煙。  
改正法のポイント たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準



### 罰則について

法律の内容に関する違反があり、注意・指導によって改善がされない場合には、罰則(過料)が科せられる場合があります。

| 主な内容   | 過料       |
|--|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>受動喫煙防止措置の放置、未実施</li> <li>専用室以外の屋内喫煙場所の設置</li> <li>喫煙場所の構造要件、技術的不適合</li> <li>喫煙場所標識を掲示していない</li> </ul> | 最大50万円以下 |